

平成30年 2月14日

関係者各位

研究担当理事

佐々木 卓也

研究クラスター経費における会議費及び交際費の支出基準について

標記について、「国立大学法人徳島大学会議費支出基準」及び「国立大学法人徳島大学交際費支出基準」にかかわらず、以下の条件を満たすこととする。

記

- 会議費
 - 1 本学主催の諸会議等であること。
 - 2 長時間継続して会議を行なわなければならない拘束性があり、自由に食事に出かける時間がとれない場合とすること。

- 交際費

支出対象者は、本学主催の講演等における招待講演者及びその随行者とする。

【参考資料】

「国立大学法人徳島大学会議費支出基準」 一部抜粋

第3 会議費の支出に関する基本的事項

- (1) 会場借料、会場設営のための経費及び会場移動のためのバス借上等に要する経費
開催場所については、会議等の目的、内容、人数等を勘案し、適切な場所を選定すること。
- (2) 茶菓及び昼食等に要する経費
会議等における茶菓及び昼食等の提供については、次の次項に留意するものとする。
- イ 会議等における茶菓については、必要最小限にとどめること。
- ロ 会議等の設定に当たっては、なるべく昼・夕食時を避け、昼食、夕食等の提供は日程の都合上やむを得ない場合とし、必要最小限にとどめること。
- ハ 職員間の会議においては、茶菓及び食事は、提供しないこと。
- ニ 経費は、別表の範囲内とし、必要最小限となるよう努めること。ただし、特別の事情により学長が必要と認めた場合は、この限りではない。

別表

(1) 大学の管理運営に関する会議等に係る経費 (円/人)

行事等の名称	茶菓	昼食	夕食	その他	備考
本学主催の諸会議等	1,000	3,000	3,000	—	

「国立大学法人徳島大学交際費支出基準」 一部抜粋

第3 交際費の支出に関する基本的事項

- (3) 懇談会等の開催に要する経費
接遇、儀礼及び交際等のための懇談会等の開催に要する経費の執行については、次の事項に留意するものとする。
- イ 出席者の範囲は、目的、相手方の人数等を勘案し、必要最小限にすること。
- ロ 開催場所は、懇談会等の目的、内容、人数等を勘案し、適切な場所を選定すること。
- ハ 懇談会等の目的や内容等によっては、経費の全額又は一部について負担を求めるなど可能な限り会費制の導入を図ること。
- ニ 立食形式などにより可能な限り簡素化に努めること。
- ホ 可能な限り酒席を伴わない会食などの開催に努めること。
- ヘ 経費については、別表の範囲内とし、必要最小限となるよう努めること。ただし、特別の事情により学長が必要と認めた場合は、この限りではない。

別表

経費区分	事 例	発信又は主催者	支出内容
懇談会等	招待講演者又は研究者との懇談会（国内外を問わない）	役員、部局長又は教授	10,000円以内